

《名 称》

第1条 本会は東久留米稲門会と称する。

《目 的》

第2条 本会は、会員相互の親睦および啓発をはかるとともに、早稲田大学および東久留米市の発展に寄与することを目的とする。

《組 織》

第3条 (1) 本会は、会員および準会員をもって組織する。  
 (2) 会員は、東久留米市に在住または在職する早稲田大学校友、ならびに推薦校友とする。  
 (3) 準会員は、東久留米市以外に在住する校友、および本会または本会会員に縁故がある者であって会長が推薦し役員会で認めたものとする。

《役 員》

第4条 本会は、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
会計	若干名
幹事	若干名

また会計監事を若干名置く

《役員を選出》

第5条 (1) 会長は、総会において会員中より選出する。  
 (2) 副会長、事務局長、事務局次長、会計、幹事および会計監事は、会長が会員中より指名し、総会において承認をうる。

《役員任期》

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

《役員職務》

第7条 (1) 会長は、本会を代表し、会を統括する。  
 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。  
 (3) 幹事は、会長の諮問に応じ、会の総合的事業計画および会務の執行について協議し、会長の指示をうけて会務を処理する。  
 (4) 会計監事は、随時、会計の帳簿書類を閲覧し、総会に提出する会計に関する報告を調査し、総会にその意見を報告する。

《役員会》

第8条 (1) 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、および幹事をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。会計監事は、役員会に出席することができる。  
 (2) 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

《総 会》

第9条 (1) 定時総会は、会長が招集し、毎年1回開催する。  
 ただし、会長が必要と認めたときは、役員会の議を経て、臨時総会を開催することができる。  
 (2) 総会は、役員を選出、活動計画、会計報告、会則の変更その他を行う。

## 《会 計》

第 10 条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充当する。本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり 3 月 3 1 日に終わる。

## 《会 費》

第 11 条 本会の会費は、次のとおりとする。  
年会費 3, 000 円  
時会費 必要に応じて徴収する。

## 《禁止事項》

第 12 条 本会の活動に、政治活動、宗教活動、営業活動は持ち込んで서는ならない。

## 《委 任》

第 13 条 本会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。

## 《会則の変更》

第 14 条 本会則は、総会において出席会員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

施行 平成 7 年 4 月 1 6 日。

改正 平成 1 2 年 4 月 1 5 日に現行第 1 2 条が追加された。

改正 平成 1 7 年 4 月 1 0 日に「準会員の範囲の拡大」および「名誉会長および顧問制度の廃止」が決め、それに伴い該当条項の一部修正および削除が行われた。

改正 平成 2 2 年 4 月 1 8 日に第 1 0 条会計年度が変更された。

改正 平成 2 8 年 4 月 1 7 日に《役 員》第 4 条、《役員を選出》第 5 条、《役員会》第 8 条が変更された。

## 東久留米稲門会弔慰規定

1. 規定 (1) 東久留米稲門会は、会員本人が死亡の際に弔慰を表し、葬儀に際して『早稲田大学東久留米稲門会名』にて生花一基をおくる。  
(2) 葬儀終了後、会員の死亡を知った場合は、6ヶ月以内に限り、『早稲田大学東久留米稲門会名』にて生花に代えて香典(10,000円)をおくる。  
(3) 通夜または葬儀には、出来る限り東久留米稲門会の役員が弔問する。
2. 資格 (1) 前年度会費を納入している会員とする。  
(2) 前項の「前年度の会費を納入している会員」とは、本会の会計年度(4月1日より3月31日)に前年度の会費を納入した会員をいう。  
(3) その他問題がある場合、会長、副会長、事務局で協議して決定する。

施行 平成 8 年 4 月 1 3 日

改正 令和 3 年 6 月 1 日に「3ヶ月以内」が「6ヶ月以内」へ、「当年度」が「前年度」へ変更された。